

AFS 関連の提出書類

改正対象

船体防汚システム規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

船体防汚システム規則では、船体防汚システムの登録検査及び定期的検査のために要求される参考用提出書類の一部として、「船主又は造船所の防汚システム発注書」、「塗料メーカーが発行した防汚システム納品書」が列挙されている。

調査の結果、上記2点のいずれかの書類があれば当該検査に必要な情報が得られることを確認できた。

今般、上記調査結果に基づき関連規定を改める。

改正内容

船体防汚システム規則において、登録検査及び定期的検査時に「船主もしくは造船所の防汚システム発注書」又は「塗料メーカーが発行した防汚システム納品書」のいずれかの提出が必要である旨に改める。

施行及び適用

制定日から施行

ID: DX24-26

「AFS 関連の提出書類」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| <p style="text-align: center;">船体防汚システム規則</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.2 製造中登録検査</p> <p>2.2.2 参考用提出書類</p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しが、当該船舶に備え置かれなければならない。</p> <p>(1) <u>船主もしくは造船所の防汚システム発注書又は塗料メーカーが発行した防汚システム納品書</u> (削除)</p> <p>(2) 当該船舶に施工される防汚システムの仕様を示す資料（施工範囲及び手順を示すもの、使用される材料、塗料等の化学物質安全データシート等）</p> <p>(3) 当該船舶に施工される防汚システムが 3.2 に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書</p> <p>2.3 製造後登録検査</p> <p>2.3.2 参考用提出書類</p> <p>-1. 2.3.1(1)に規定される場合にあつては、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。</p> <p>(1) <u>船主もしくは造船所の防汚システム発注書又は塗料</u></p> | <p style="text-align: center;">船体防汚システム規則</p> <p style="text-align: center;">2章 検査</p> <p>2.2 製造中登録検査</p> <p>2.2.2 参考用提出書類</p> <p>-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しが、当該船舶に備え置かれなければならない。</p> <p>(1) 船主又は造船所の防汚システム発注書</p> <p>(2) <u>塗料メーカーが発行した防汚システム納品書</u></p> <p>(3) 当該船舶に施工される防汚システムの仕様を示す資料（施工範囲及び手順を示すもの、使用される材料、塗料等の化学物質安全データシート等）</p> <p>(4) 当該船舶に施工される防汚システムが3.2に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書</p> <p>2.3 製造後登録検査</p> <p>2.3.2 参考用提出書類</p> <p>-1. 2.3.1(1)に規定される場合にあつては、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。</p> <p>(1) 船主又は造船所の防汚システム発注書</p> | |

「AFS 関連の提出書類」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|--|----|
| <p><u>メーカーが発行した防汚システム納品書</u> (削除)</p> <p>(2) 既存の防汚システム(過去に施工され、船舶の塗膜中に残存しているものを含む。)の仕様を示す資料(施工範囲及び手順を示すもの、使用される材料、塗料等の化学物質安全データシート等)</p> <p>(3) 既存の防汚システムが 3.2 に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書</p> <p>(4) 既存の防汚システムに関する施工者による工事落成証明書</p> <p>(5) 当該船舶に新たに防汚システムが施工される場合、当該防汚システムの仕様を示す資料、当該防汚システムが 3.2 に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書及び当該防汚システムに関する施工者による工事落成証明書</p> <p>-2. 2.3.1(2)に規定される場合にあつては、前-1.(1), (4)及び(5)に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>-3. 2.3.1(3)に規定される場合にあつては、前-1.(1), (2), (4)及び(5)に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。</p> <p>(1) <u>船主もしくは造船所のシーラーコート発注書又は塗料メーカーが発行したシーラーコート納品書</u> (削除)</p> <p>(2) 当該船舶に施工される被覆工事に関する仕様を示す資料</p> | <p>(2) <u>塗料メーカーが発行した防汚システム納品書</u></p> <p>(3) 既存の防汚システム(過去に施工され、船舶の塗膜中に残存しているものを含む。)の仕様を示す資料(施工範囲及び手順を示すもの、使用される材料、塗料等の化学物質安全データシート等)</p> <p>(4) 既存の防汚システムが3.2に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書</p> <p>(5) 既存の防汚システムに関する施工者による工事落成証明書</p> <p>(6) 当該船舶に新たに防汚システムが施工される場合、当該防汚システムの仕様を示す資料、当該防汚システムが3.2に掲げる要件に適合していることを示す塗料メーカーの証明書及び当該防汚システムに関する施工者による工事落成証明書</p> <p>-2. 2.3.1(2)に規定される場合にあつては、前-1.(1), (2), (5)及び(6)に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>-3. 2.3.1(3)に規定される場合にあつては、前-1.(1)から(3), (5)及び(6)に規定する書類に加え、次に掲げる書類を提出しなければならない。また、これらの書類の写しは、当該船舶に備え置かれなければならない。</p> <p>(1) 船主又は造船所のシーラーコート発注書</p> <p>(2) <u>塗料メーカーが発行したシーラーコート納品書</u></p> <p>(3) 当該船舶に施工される被覆工事に関する仕様を示す資料</p> | |

「AFS 関連の提出書類」 新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>(3) 当該船舶に施工されるシーラーコートに関する塗料メーカーの証明書</p> <p>(4) 被覆工事に関する施工者による工事落成証明書(省略)</p> | <p>(4) 当該船舶に施工されるシーラーコートに関する塗料メーカーの証明書</p> <p>(5) 被覆工事に関する施工者による工事落成証明書(省略)</p> | |
| <p>附 則</p> | | |
| <p>1. この改正は, [制定日] から施行する。</p> | | |